



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雲南省麗江古城保護条例の整備経緯とその内容：世界遺産都市の保護制度に関する調査
Author(s)	山村，高淑；藤木，庸介；張，天新
Citation	京都嵯峨芸術大学紀要，32，26-32
Issue Date	2007-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39143
Type	journal article
File Information	YAMAMURA2007LijiangRegulation.pdf



雲南省麗江古城保護条例の整備経緯とその内容

—世界遺産都市の保護制度に関する調査—

山村高淑・藤木庸介・張 天新[※]

※北京大学環境学院助教授

1 はじめに

1-1. 調査の背景と目的

本調査の目的は、世界遺産都市¹である麗江旧市街地（中国雲南省）を保護するための制度について、制度整備の実態と、その内容の2点を明らかにするための基礎資料の収集にある。

ユネスコでは、当該遺産を世界遺産として登録するに当たり、その管理に対する責任は各締約国に帰属することを明確に示し、当該締約国自身が遺産の保護を自国の総合計画の中に組み入れることを義務付けている²。したがって世界遺産を保護するための制度は、締約国の国内法や行政機構のあり方によってまちまちである。特に中国における制度整備の状況については、公開される機会が非常に少なく、国際的に見てもこれを詳細に報告した公報・調査・研究はほとんど見当たらない。こうした状況下、麗江における世界遺産登録範囲の保護制度の枠組みと運用実態、その地域社会へのインパクトについて継続的に追跡調査を行っている山村らによる一連の研究（例えば山村2002、Yamamura et al. 2006など）は、国際的にも先駆的なものであり、数少ない有用な情報源となっている。隣国である中国の文化財保護制度の実態とその内容を把握することは、文化財保護の面での国際協力・国際貢献の必要性が高まる昨今、わが国にとっても重要な課題である。

本稿では、こうした筆者らの調査結果の中から、麗江旧市街地保護制度の整備経緯の最新事情（第2章）、ならびに現地で入手した「雲南省麗江古城保護条例」の内容（第3章）について報告する。なお、いずれの内容も、本邦において初めて公開されるものであり、非常に高い資料価値を有している点を強調しておく。

1-2. 調査対象地区と調査方法

調査対象地区の詳細については、既報を参照されたい（Yamamura 2003）。また、主たる調査手法は、現地行政担当者・地域住民へのヒアリング、法律・条例・計画等の現地での確認・閲覧・収集である。なお、主たる調査は以下の期間に行っているが、これ以外にも筆者らは過去に頻繁にヒアリングを行っており、必要に応じてそれら記録を参照した。

2005年3月3日～16日、7月17日～27日

2006年4月29日～5月5日、8月14日～23日

2 麗江旧市街地保護制度の整備経緯

麗江旧市街地の保護制度は、国家の「歴史文化名城保護制度」に基づき1980年代より整備が始まる。その流れを図1に示す。2002年以前の保護制度の整備経緯については、既報にて詳述しているので、そちらを参照されたい（山村2002）。

麗江地区は2002年に行政区分の変更を行い、麗江市となる。これに伴い旧市街地保護に関する行政機構の枠組みに大幅な変更が加えられた。それまで、世界遺産に登録されている旧市街地の保護行政は、麗江納西族自治县人民政府城建局（都市計画部門）、同文化局（文化部門）など複数の部門が、それぞればらばらに担当の業務を行うことで進められてきた。麗江地区から麗江市に行政区分を変更するのに伴い、こうした縦割りの非効率的な機構を改善すべく、旧市街地の保護に関わる行政を一括して引き受ける組織としての「世界文化遺産麗江古城保護管理局」を設立することとなった。2001年にはこれに先立ち、麗江市長が主任を務め、行政関連部門の長（複数名）が副主任を務めるという形で、170名ほどからなる委員会「世界文化遺産麗江古城保護管理委員会」が発足、2002年初頭には旧市街地内に「同

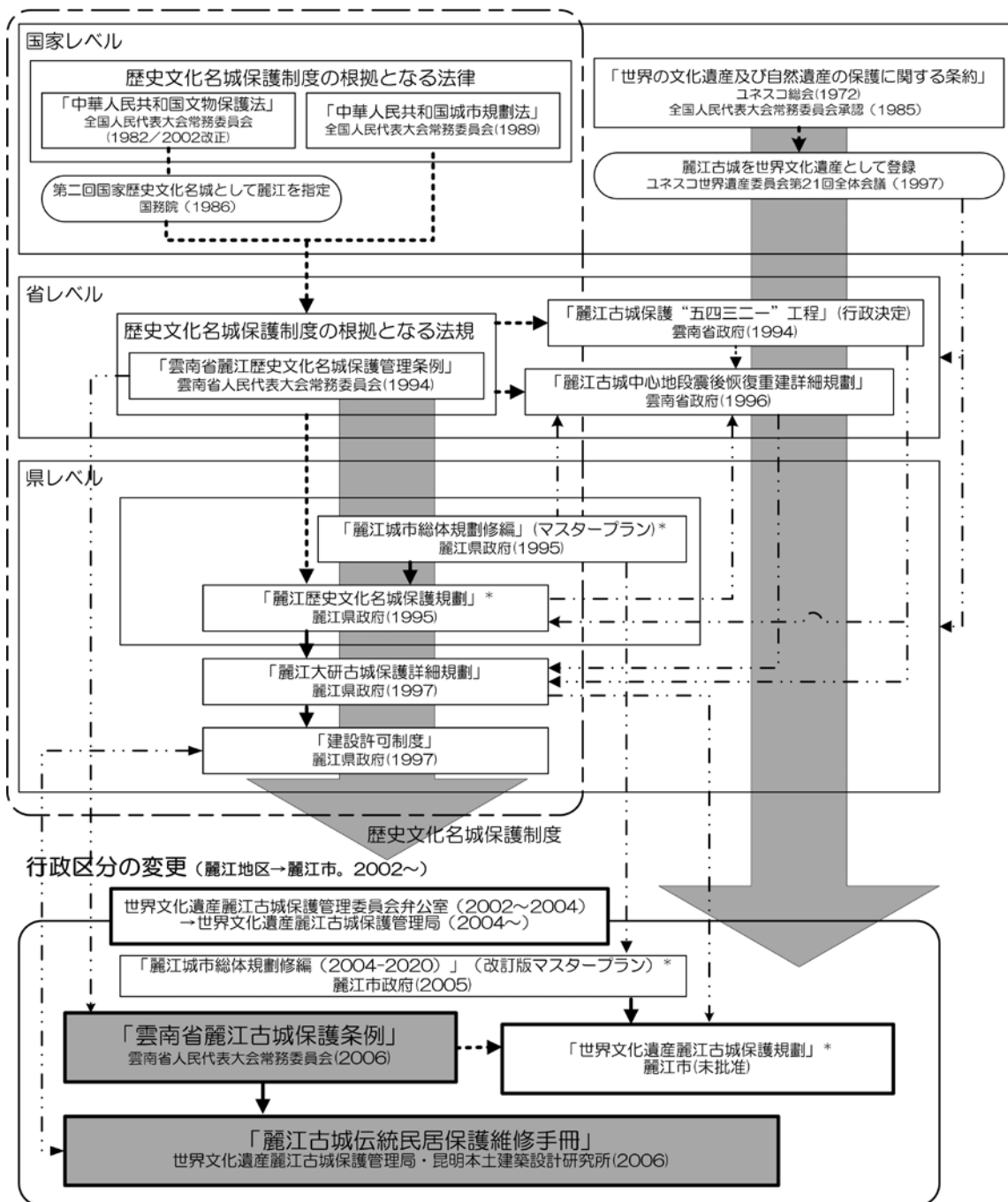


図1：麗江旧市街地の保護に関する制度上の枠組み

(注1) 本図は2006年4月末日時点での実態を示す。

(注2) 年号はそれぞれ施行年。なお、*を付した「マスタープラン」「保護規劃」については、地元政府にて計画を作成したのち、城市規劃法に基づき、雲南省政府の批准を得て施行となる。

(注3) 「世界文化遺産麗江古城保護規劃」については、上海同濟城市規劃設計研究院・国家歴史文化名城研究中心による計画案が2005年12月時点で既に完成している。しかし麗江地元政府による批准がなされていないため2006年4月末日時点では施行されていない。

(出所) 山村 (2002), p.147、世界文化遺産麗江古城保護管理局におけるヒアリング (2006年4月29日) をもとに、山村作成。

委員会弁公室（常駐スタッフ30—40人からなる事務所）」が設置された³。さらに同弁公室は、2004年12月に「世界文化遺産麗江古城保護管理局（以下、管理局）」として、市政府の正式な一部門（局）に昇格⁴、中国行政上の法律執行の権限を得た。すなわち、局になる以前の委員会には関連法規に関する執行権限が無く、例えば旧市街地保護に関する法規を違反した者に対して罰則を課すことができなかった（その都度、警察、消防、公安など関連の部門に依頼し取り締まりを依頼していたという）。これが「局」レベルとなったことで、自ら罰金を課すことが可能となった⁵。

このようにして、旧市街地保護に関連する法規の執行権限を管理局に集中させることで、2004年末より効率的に法規の執行、旧市街地保護政策の遂行が可能となった。そこでまず同局が取り組んだのが、懸案となっていた「保護条例」、「保護規劃（計画）」、「保護維修手冊（一般市民向け建築ガイドライン）」の策定・編集である。これは、従前の旧市街地保護のための条例・計画・ガイドラインが十分に機能しておらず、旧市街地空間の不適切な変容を十分に取り締まることができなかったことに起因する。具体的には、ユネスコが義務付けている保護管理計画に当たる、それまでの「麗江歴史文化名城保護規劃（1995）」、「麗江大研古城保護詳細規劃（1997）」、「建設許可制度（1997）」が、大きく以下の2点から不十分であり、制度として有効に機能しなかったためである。すなわち、①これらの条例・計画・ガイドラインは、そもそも1997年の世界遺産登録に向けて急いで整備された枠組みであり、内容自体に抽象的表現が多く、運用・担保方法についても具体性を欠いていた。特に建築許可申請の内容や方法、補助金や罰則制度については極めてあいまいな表記しかなされていなかったため、旧市街地内の建物の不適切な増改築が頻発した。②また世界遺産登録後、急速に観光地化が進展し、地域の経済・社会状況が計画策定時と比して著しく変容したため、計画内容がそれに対応できなくなってしまった。これらの点については、筆者らによる複数の既報で詳述しているので、そちらを参照されたい（Yamamura 2003、藤木ほか2005、Yamamura et al. 2006など）。

このような経緯で策定・編集されたのが、「雲南省麗江古城保護条例（2006）」、「世界文化遺産麗江古城保護規劃（未批准⁶）」、「麗江古城伝統民居保護維修手冊（2006）」である。本報では、これらのうち、「雲南省麗江古城保護条例」について、以下、

全文の邦訳を試みる。なお同条例は2006年3月1日に施行されており、これに先立つ2月に、街道弁事務所⁷が各家庭に一冊ずつ配布を行っている⁸。

一方、「麗江古城伝統民居保護維修手冊」は、旧市街地保護に関する住民意識を高めるために編集されたものであり、現在、麗江市内の主要書店において、定価18元（約270円）で販売されている⁹。筆者らはこの内容の詳細な分析も行っているが、紙幅の都合上、報告は別の機会に譲りたい。

3 「雲南省麗江古城保護条例」の詳細

以下、保護条例の邦訳を掲載する。

「雲南省麗江古城保護条例」

2005年12月2日 雲南省第10期人民代表大会常務委員会第19次会议通過（批准）¹⁰、2006年3月1日施行。

第1条 世界遺産である麗江旧市街地（条文中では麗江古城。以下、旧市街地と表記）を有効に保護し合理的に利用することを目的として、関連する法律・法規を踏まえ、麗江の現状を併せ鑑み、本条例を制定する。

第2条 本条例で旧市街地と呼ぶところの地域は、ユネスコの世界遺産リストに登録された、麗江市古城区及び玉龍納西族自治县下の3地区を指す。すなわち、大研古城（含黒龍潭）、白沙民居¹¹建築群、束河民居建築群である。

第3条 旧市街地居住者、及び旧市街地において、保護・管理・利用・その他の活動に従事する組織・個人は、本条例を遵守しなければならない。

第4条 旧市街地の保護・管理は、科学的計画、効果的保護、合理的利用、厳格管理の原則に従わなければならない。

第5条 麗江市、同市古城区、玉龍納西族自治县の各人民政府は、麗江古城の保護管理を、国民経済・社会発展計画に取り入れなければならない。また、麗江市人民政府は「麗江古城保護規劃（以下、保護計画）」を制定するものとする。

第6条 麗江市人民政府は、旧市街地の保護管理を担当する機関（以下、管理局¹²）を設立し、その機関が旧市街地の保護管理業務の責任を負うものとする。その主たる職責は以下のとおり。

- (1) 広報活動ならびに法律・法規の厳格な実行
- (2) 麗江古城保護計画の具体的な実施
- (3) 旧市街地の民族伝統文化の調査・収集・整理・研究に当たる機関を組織すること。あるいはこうした機関に協力すること

- (4) 旧市街地のインフラ及び公共施設の整備
- (5) 法律に基づき、「麗江古城維護費」を徴収・管理し、旧市街地保護経費として支出すること
- (6) 旧市街地保護に関する広報活動・教育・訓練・学術研究・対外交流の促進
- (7) 法律に基づき、旧市街地の保護・管理に関する行政処罰権を集中的に行使すること

なお管理局が集中的に行使できる行政処罰権の具体的内容については、麗江市人民政府が実施案を策定し、これを雲南省人民政府が批准するものとする。麗江市、同市古城区、玉龍納西族自治県の各人民政府関連部局は各部署の職責に照らし、旧市街地保護業務を正しく遂行しなければならない。

第7条 旧市街地のコミュニティ整備、社会治安の維持、消防、食品衛生、清掃活動等の業務は、行政区分に照らし合わせ、地域の関連部門がそれぞれ責任を負わなければならない。当該経費が不足する場合は、麗江市人民政府が補助を行う。

第8条 旧市街地の資源を利用する、経営者・従業員、旅行者、その他の組織・個人は、必ず「麗江古城維護費」を納入しなければならない。具体的な徴収方法と金額基準については雲南省政府の物価ならびに財政部門によって最終的に規定する。また旧市街地保護のための経費は、「麗江古城維護費」、政府の支出、旧市街地内の国有資本の収益、社会からの寄付及びその他の収入からなる。旧市街地保護のための経費は、専用の口座にて管理するものとする。収支双方からの管理を厳しく行い、旧市街地保護の目的にのみ用い、その他の目的への使用は禁じる。

第9条 先住民の風俗・民俗を保護し、先住民が旧市街地に居住し続けられるよう奨励すること。旧市街地内に居住する先住民に対しては、管理局が関連する規定に従って、補助金を交付する。

第10条 旧市街地での建物の修築・改築は必ず保護計画に基づき行うものとし、建物元来の全体配置・形式・風格・様式を保持させること。旧市街地の保護は3つのゾーン区分により実施する。すなわち、保護区、建設制御緩衝区、環境協調区である。これらの具体的範囲については麗江市政府が制定する保護計画において確定を行う。保護区内の歴史的建造物はその撤去を禁じ、家屋・施設の設備・機能等の調整を行う際には、外観は必ず元来の状態を保持しなければならない。建設制御緩衝区においては、外観ならびに機能・性格が旧市街地と直接関係しない建物の建造を禁じ、修築・改築・新築を行う

際は、その性格・規模・高度・色彩・形式等が周辺景観と一致するようにしなければならない。環境協調区内では旧市街地環境に相応しくない・協調性の無い建設行為を行ってはならない。

第11条 旧市街地の民居は、その保護価値に応じ、管理局により、重点保護民居、保護民居、一般民居の3区分に分類される。保護措置はこれら3区分に応じて行い、その保護・修復に対しては、関連する規定に従い、当該民居の所有権を有する者に補助金を交付する。

第12条 管理局の批准を受けずに、旧市街地内の建造物の修理・改造を行ってはならない。旧市街地内の街路・路地・門などについても、歴史的状況や機能に応じて元来の状態に修理・修繕しなくてはならない。旧市街地の都市景観や歩行者の安全に悪影響を与え得る、塀や壁の残滓や危険な建造物については、管理局は鑑定調査を組織し、その結果に応じて、所有権者に対して修繕・修理を行うよう要求しなければならない。所有権者による修繕が困難な場合、関連規定に基づき、補助金を交付する。旧市街地内では太陽光発電機、遮光・遮雨シートなど、旧市街地の景観に悪影響を及ぼす設備の設置を禁止する。

第13条 旧市街地の道路および河川・水路に、通信・電力・ケーブルテレビ・上下水道・消防等の公益性のあるインフラの敷設が必要な場合、当該部門は開削・修復方案を管理局に提出し、必ず許可を得てから整備を実施しなければならない。

第14条 旧市街地の電力・電信・ケーブルテレビ・上下水道等の施設については、各戸とも随意で引き入れてはならない。管理局及び関連部門の同意を経たうえで、これら機構・部門の指示に従い、組織的に施工しなければならない。

第15条 旧市街地の水源・水系ならびに水環境の保護を強化すること。これらに蓋をしたり、流路を改造したり、堰きとめたり、流れを縮小したりすることを禁じる。また河川上に許可無く橋梁を建設してはならない。

第16条 旧市街地のあらゆる組織・個人、民居・商業店舗は消防活動を正しく行わねばならない。さらに、消防要求に応じて相応の消防機材を備えておかねばならない。これらに関連して問題が発生した場合には直ちに改善を行わねばならない。大研古城においては、花火・爆竹の販売ならびに使用はこれを禁止する。

第17条 旧市街地における生活ゴミはゴミ袋を使

用した収集とする。排水溝にこうしたゴミを流すことを禁ずる。旧市街地内ではトイレに付随する浄化設備を整備し、尿尿が未処理のまま下水道に流れないようにしなければならない。

第18条 　いかなる組織・団体も、旧市街地の公共環境衛生施設を損壊したり、勝手に撤去・占有・移転・閉鎖したりしてはならない。公共環境衛生施設に付属する形でいかなる構造物も建造してはならない。

第19条 　旧市街地の景観・環境・衛生に影響を与える以下の行為を禁止する。

- (1) 河川・水路における以下の行為。魚の捕獲、洗濯、汚水の排出、ゴミの廃棄、尿尿の排出、動物死体等の遺棄。
- (2) 地面に痰を吐くこと。大小便をすること。
- (3) 果物の皮、紙屑、タバコの吸殻、空き缶、ガム等を捨てること。
- (4) 落ち葉やゴミ、その他廃棄物の焼却。
- (5) コールタール、アスファルトフェルト、ゴム、プラスチック、皮革等、焼却すると有毒・有害煙や悪臭を産生する物質の焼却。
- (6) 家禽・家畜・ペットの放し飼い。
- (7) 宣伝・販促用ブース、商業広告の設置、及び広告宣伝ビラの配布。
- (8) 路上を占有しての経済活動並びに移動しながらの経済活動。
- (9) 許可を得ずに、建物や公共設備、樹木上に文字・絵等を書いたり、レリーフを作成したり、物を吊るしたりすること。
- (10) その他、都市景観・環境・衛生を損なう行為。

第20条 　旧市街地内では、クリーン燃料・クリーンエネルギー源を採用するものとし、直接石炭を燃やしてはならない。全ての排煙設備には消煙集塵装置を付けなければならない。

第21条 　旧市街地内の工事現場では、安全のための標識と安全柵を設置しなければならない。許可を得ずに、土地や道路を占有して建築材料や堆積物を放置してはならない。

第22条 　管理局は、旧市街地内の樹木についてリストを作成し、標識を設置しなければならない。旧市街地の草花、樹木及び園林緑化施設を損壊してはならない。

第23条 　旧市街地内の屋外における騒音レベルは、日中は55デシベル以下、夜間は45デシベル以下に規制する。屋外で公益性のある活動、民族文化活動、コミュニティ活動を行う場合、組織者は管理局

に報告しなければならない。旧市街地内で、大音量の拡声器を使用したり、大声量で客引きをしたりすることを禁ずる。

第24条 　大研古城内では、公務を執行する特殊車両（環境衛生、公安、消防、郵政、救護等）以外の車両（エンジンを有するもの）で許可の無いものは、その乗り入れを禁止する。大研古城内では、自転車・人力三輪車等、エンジンを有さない車両については、車両を降りて手で押して進まなければならない。またこれを勝手な場所に駐輪してはならない。

第25条 　“麗江古城”の名称等、ブランドを利用する場合は、管理局に対して関連する規定に従い使用権利を請求しなければならない。権利を得ていない場合は、いかなる組織・個人もこれを使用することとはできない。

第26条 　麗江市人民政府は旧市街地の商業経営活動に対して指導と監督を行わなければならない。適時、奨励並びに禁止する経営内容のリストを發布し、旧市街地の伝統文化の特色を保持するよう努めなければならない。当地の民族の特色を有する無汚染・無公害産業を重点的に発展させなければならない。旧市街地内の商品・経営内容の構造・配置を合理的に行わなければならない。管理局は上述の経営内容リスト並びに旧市街地の市場規模・構造を踏まえ、旧市街地内の商業地区の配置、それに対応する経営項目を確定し、当地にて公告しなければならない。

第27条 　旧市街地内で経営を行っている店舗においては、その看板、出入口の装飾、店内設備、照明器具とその光は、旧市街地の風格・雰囲気強調するものとしなければならない。

第28条 　旧市街地の保護・管理に関する活動において顕著な成績を上げた組織・個人に対しては、麗江市人民政府から表彰・奨励が行われる。本条例に違反する行為に対しては、いかなる人であれ、全てこれを告発し告訴する権利を持つ。

第29条 　以下に示す行為により本条例を違反した者に対して、管理局は違法行為を停止させ、期限を設けてこれを改正又は原状回復させる権限と責務を有する。違法内容と罰金は以下の通り。

- (1) 許可を得ずに重点保護民居を勝手に修理・改造した者：1万元以上2万元以下の罰金。保護民居を許可無く修理・改造した者：5,000元以上1万元以下の罰金。一般民居並びにその他の建造物・構造物を許可無く修理・改造した者：500元以上1,000元以下の罰金。

- (2) 許可を得ずに勝手に道路・街路・河川・水路を掘削・開削した者：500元以上2,000元以下の罰金。
- (3) 公共環境衛生施設を勝手に撤去、占用、移転、閉鎖した者、或いは同施設を毀損した者。同施設に付属する形で構造物を建造した者。直接石炭を燃やした者或いは排煙設備に消煙集塵装置を設けていない者：200元以上500元以下の罰金。
- (4) “麗江古城”の名称等、ブランドを使用権利を得ずに勝手に利用した者：1万元以上3万元以下の罰金。

第30条 本条例の第12条第4項、第15条、第17条、第19条、第23条、第24条に規定される内容に違反した者に対して、管理局は警告を与え、改正・原状恢復を命令する。また同時に、100元以上500元以下の罰金を課すことができる。

第31条 本条例の第21条、第22条、第27条に規定される内容に違反した者に対して、管理局は警告を与え、改正・原状恢復を命令する。同時に、30元以上50元以下の罰金を課すことができる。

第32条 本条例の第16条第1項に規定される内容に違反した者に対して、公安消防部門は関連する法律・法規に基づき、罰則を課す。本条例の第16条第2項に規定される内容に違反し、花火・爆竹を販売した者に対して、管理局は全ての花火・爆竹と違法な所得を没収し、更に500元以上1,000元以下の罰金を課す。また、花火・爆竹を使用した者については、組織の場合、1,000元以上3,000元以下の罰金を課す。個人の場合は、警告を行い、場合によって100元以上200元以下の罰金を課すことができる。

第33条 国家機関及びその公務員が本条例に違反し、保護計画に勝手な改変を加えたり、これを執行しなかったりした場合、責任者並びに本人に対し行政処分を行う。

第34条 国家公務員の古城保護管理職務中において、職務怠慢、職権乱用、不正行為等が見られた場合、当該公務員が属する部署もしくは上級の行政主管部門が行政処分を受ける。犯罪を行った場合は、法律に基づき刑事責任を追及する。

第35条 本条例は2006年3月1日より施行する。
以上条例全文終わり

4 終わりに

以上見てきたように、今回施行された条例は、旧市街地保護に関する法律執行の権限を管理局にはば一元化し、罰則も明文化されたという点で、麗江においては画期的な条例となっている。ただし、「保護計画」が未批准のため、保護地区の区分等について、法的拘束力のある具体的方針が示されていないという大きな問題点もある。また、条例に明記されている違反行為をどのようにチェックするのか、その体制の整備については、筆者らがヒアリングで得た情報から推測する限り、十分であるとはいいがたい。

本条例は2006年3月に施行されたばかりであり、その実効性については未知数である。上述したような課題も含め、今後、本条例がどのように運用され、実際の旧市街地空間の保護にどのような効果を上げるのか、追跡調査を行うことで、他の世界遺産都市の保護にも応用可能な知見を得ていきたいと考えている。

補注

¹ 「世界遺産都市」という用語は、本邦においては一般的にも学術的にもきちんと定義されていない。本報告では、近年国際会議等で頻繁に用いられるようになった“World Heritage Cities”という言葉の筆者なりの訳語として用いる。なお一般に国際会議等で用いられる“World Heritage Cities”は、狭義では、「歴史的市街地・伝統的集落の全域あるいは一部が世界遺産に登録された都市・集落」を指し、広義ではこれに、「都市域内に世界遺産登録物件を有する都市・集落」をも含める。2006年10月現在、226の世界遺産都市によって組織されている国際組織であるOWHC (The Organization of World Heritage Cities) は、この広義の都市の集まりである。

² UNESCO (1972), article 4-7. したがってユネスコ自身は締約国の遺産保護のための計画を作成することはない。

³ 麗江古城管理有限責任公司でのヒアリングによる (2005年3月)。

⁴ 雲南日報網2006年09月26日版 (http://220.163.12.75/html/20060928/news_91_79565.html). 2006年10月23日引用。

⁵ 麗江古城管理有限責任公司でのヒアリングによる (2005年3月)。

⁶ 「世界文化遺産麗江古城保護規劃」については、上海同濟城市規劃設計研究院・国家歴史文化名城研究中心による計画案が2005年12月時点で既に完成している。しかし麗江地元政府による批准がなされていないため2006年4月末日時点では施行されていない。

⁷ 共産党地域行政における最末端の管理組織で、日本における役所の出張所に似る。

⁸ 麗江旧市街地における複数の住民へのヒアリングによる (2006年4月)

⁹ 内容は、家屋の修理・改築等を行う際の、建築設計上の注意点がまとめられた、いわゆるガイドラインである。各ページに「正しい例」「悪い例」のカラー写真を載せるなど、一般市民の理解を促進するような編集上の工夫が随所になされている。このように、建築ガイドラインを一般市民向けにわかりやすく編集し、市販本として一般販売するということは、中国において極めて異例であり、先駆的事例として注目に値する。

¹⁰ 雲南省の議会で省の最高機関。その構成機関として常務委員会があり、主にここにおいて立法や政策の決定がなされる。

¹¹ 民居とは住宅建築のこと。特に本条例では伝統的住宅建築を指す。以下、民居と表記。

¹² 条文中の表記は「麗江古城保護管理機構」であるが、具体的には「世界文化遺産麗江古城保護管理局」を指す。従って、以後、便宜上「管理局」と略して表記する。

参考文献

- 藤木庸介・山村高淑ほか（2005）「麗江旧市街地の伝統的建築物の変容に関する考察」日本建築学会大会学術講演梗概集（2005年度大会）F-1, pp. 601-602。
- 世界文化遺産麗江古城保護管理局・昆明本土建築設計研究所編著（2006）『麗江古城伝統民居保護維修手冊』雲南出版集团公司・雲南科技出版社。
- UNESCO（1972）*Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage*, THE GENERAL CONFERENCE of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization meeting in Paris from 17 October to 21 November 1972, at its seventeenth session.
- 雲南省第十屆人民代表大會常務委員會（2005）『雲南省麗江古城保護條例』世界文化遺産麗江古城保護管理局。
- 山村高淑（2002）「麗江旧市街地における文化資源保護の枠組み」『開發途上国における地域開發手法としての文化観光に関する研究』東京大学博士学位論文、第4章, pp. 143-165。
- Yamamura, Takayoshi 2003 Indigenous society and immigrants. *TOURISM: An International Interdisciplinary Journal* Vol. 51/No. 2, pp. 215-235.
- Yamamura, Takayoshi, T. Zhang and Y. Fujiki. 2006 The Social and Cultural Impact of Tourism Development on World Heritage Sites. In BREBBIA, C.A. et al. (eds.) *Sustainable Tourism II*, pp. 117-126. Southampton: WIT Press.
- 全国人民代表大會常務委員會（1982／2002改正）「中華人民共和國文物保護法」
- 全国人民代表大會常務委員會（1989）「中華人民共和國城市規劃法」